プロイセン絶対主義形成期の民衆教育

石 井 正 司 (教育学教室)

は じ め に

本稿はプロイセン絶対主義形成期(1701-1740頃)に焦点をおいて民衆教育展開の物質的条件 とこの時代の民衆教育の性格を解明することを直接の課題としている。しかし、これはのちに絶 対主義成熟期(1763―1790頃)において民衆教育がかなりの程度まで普及すること、それと同時 にさまざまの理論的根拠をもったブルジョア的国民教育思想が発生してくること、そしてやがて それらが挫折、変質していくことを追及するための序曲をなすものである。この直接の課題を解 決するため本稿はプロイセン絶対主義社会の下部構造をなしているグーツヘルシャフト (Gutsherrschaft, 領主制)の成立とその弛緩ないし解体を梃子(方法)としてもちいる。この方法は ホイバウム (A. Heubaum) やシュプランガー (E. Spranger) に代表されるような法制史的、 政治史的見地からの追及とことなり、経済史的見地に優位をおいている。この点では一見今日東 独で支配的なマルクス主義教育史学の方法に接近しているようにみえよう。しかし彼らの教条主 義的ともいえる硬直した方法にはまったく固執していない。グーツヘルシャフトの弛緩ないし解 体すなわち農民層の分解を本来のノーマルな資本主義の発達の起動力とみなしている か ら で あ る。(もちろんプロイセンではこれは順調にはすすまず抑圧歪曲されているが、)この点で経済 史的見地とはいわゆる大塚史学の方法を意識している。この方法をもちいる意義をここで詳説す るいとまはないがプロイセン絶対主義の民衆教育の展開から国民教育思想の発生、挫折、変質に いたるまでの過程を科学的、統一的に把握するためである。

1. 民衆教育政策の開始

ブランデンブルグ・プロイセン選帝候国(1701年以後はプロイセン王国)は17世紀中葉以降、国内最大の領主であるホーヘンツォレルン家を頂点として,等族会(Stände)の抵抗を排除しつつ、その羈絆を脱した国家官僚組織、軍制、租税制度を整備し、ほぼフリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世(1713—1740)の晩年には絶対主義を確立するにいたった。この絶対主義の形成にともないフリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世の治世の時代にプロイセンでははじめて全王国的規模で民衆教育を展開しうる行政機構を確立した。もちろん、それは次代フリードリッヒ II 世(大王、1740—1786)をこえて1806年のイエナ敗戦後にようやく清算される領域的、宗派的分裂をふくむものであるが、それでも選帝候国時代とは比較にならないほどの相対的統一性をもっていた。すなわちそれは1723年軍事、財政制度の統一機関としての総理府(General-Ober-Finanz-Kriegs und Domönen-Direktorium,通称 General-Direktorium)の設立に前後しながらすすめられた各宗派ごとの統一機関の設置によってである。1694年フランス人最高宗務局(Franzozisches

Oberkonsistorium, ユグノー派)、1713年改革派宗務局 (Evangelisch-Reformiertes Kirchendirektorium)、1750年ルーテル派最高宗務局 (Evangelisch Lutherisches Oberkonsistorium) の設置がその指標である。

このような各宗派ごとの宗務局の設置によって各領域(Terrtorium)の割拠主義(Partikularismus)と、そのなかで貴族、都市参事官(Adel=Gutsherr,Magistrat der Stadt,彼らが等族会を構成している。)が保有する教会、学校保護権(Jus-Patronatus)のために無政府的混乱状態にあった民衆の学校に対し統一的な行政を実施しうるようになったのである。1713年6月10日改革派宗務局が設置されると同年10月24日、「改革派ギムナジュウム、学校規定」(Königl,PreuBischen Evangelisch-Reformierten Inspektions-Presbyterial-Classical-Gymnasienund Schulordnung)が全王国の改革派に公布されたことはその典型的な例である。(もっともユーリッヒ、クレーヴェ、マルク、ラーフェンスベルクの西部の小飛地領域は除外されているが)

さらにフリードリッヒ・ヴィルヘルム I世は確立されつつある政治権力をもって領域、宗派をこえて全王国のすべての保護権保有者に民衆教育の推進を要請している。すなわち1714年2月15日、1725年8月31の法律(Erlass)は全王国の貴族、都市に対して教会、学校の設立を命じ、貧困町村には御料林からの木材の供与、近隣に御料林がないところでは財政援助さえ考慮しているのである。ついで1717年9月28日にはプロイセン王国で最初の全王国的規模の就学義務令とみらるべき「一般勅令」(Generaledikt, oder Der Erlaß von 28 September 1717, Verordnung daß die Ertern ihre Kinder zur Schule und die Predigr die Cathechisationes halten sollen) が各領域の地方政府(Regierung)に対して発せられている。(東プロイセンではケーニとベルヒの地方政府→管区長 Hauptämter の系列で下部に通達されている。)

このようなフリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世の民衆教育政策の出現は、18世紀初頭まで各領域における等族支配下の地方政府、宗務局 (Konsistorium) が公布した教会、学校令に対し選帝侯 (1701年以降、国王) は 「承認」 (Bestätung) をあたえるか、あるいは教会、学校査察 (Visitation) を命ずる程度しかできず、それ以上の介入は等族の保護権の侵害とみなされていたのと比較すると格段の絶対主義的な進歩といわざるをえない。したがって彼の治世の時代にいたってはじめて全王国的な規模での民衆教育政策を遂行しうる権力が確立されたといえよう。

2. 民衆教育展開の矛盾性

フリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世によって全王国的な民衆教育政策遂行の権力、行政機構が確立、強化されたこと、(もちろん宗派的ではあるが)法令が公布されたことをもって、ただちに民衆教育は実際に展開しはじめた、あるいは展開しうるようになった、(法制史的、政治史的見地からの研究は一般にこのような傾向がある)と速断してはならない。むしろ権力、行政機構の確立、強化にともなって民衆教育の展開は一層困難になった,あるいは両者はたがいに矛盾していたといってもよい。なぜなら17世紀中葉以降、選帝侯フリードリッヒ・ヴィルヘルム(1640~1688)のもとで絶対主義的中央集権化(具体的には常備軍の設置、そのための財源として農民から地租 Kontribution の取立権の確立など)が開始されるが、それはグーツヘルシャフトの完成とひきかえに推進されたからである。

グーツヘル (領主) は中央権力に対し政治的影響力 (具体的には参与権、課税同意権など) を

喪失したが、その代償として領内の農民に対し土地支配権 (Grundherrschaft)、人身支配権 (Leibherrshaft)、領主裁判権 (Patrimonialgerichtsbarkeit) の三権を統一掌握し、まさに農民の生殺与奪の権をにぎって領内に君臨する体制を確立したのである。このように農民に対し極度の封建的隷属関係をもったグーツへル=農民関係 (Gutsherrlich=bäuerliches Verhältnis) の確立は中央政権からの民衆教育政策の貫徹をほとんど不可能にしてしまったといってよいであろう。 グーツヘル=農民関係によって農民への負課、 賦役、 強制僕婢奉仕 (Dienst, Frohn, Scharwerk, Zwangsgedindedienst) が苛酷だったからにほかならない。

1721年以来、フリードリッヒ・ヴィルヘルム I世は王領地の農民に対してのみ賦役の定量化に成功したが、それでも8月、9月の収穫期には週3日の賦役(2匹の馬、牛をもっておこなわれる。)があり、畜役の代りに手役が要求されるときは日数は2倍になった。したがって8月、9月は週全日数賦役に服さねばならなかったのである。いうまでもなく私領地ではこれよりもさらに苛酷な多種多様な不定量賦役(Ungemessene Frohnen)が課せられていたのである。これらは成人だけではなく、人身支配権によって児童の強制僕婢奉仕にまでおよんでいた。児童の強制僕婢奉仕は「そのすべてが農業労働をおこなったわけではないけれども、相当の部分が農業労働に使用されている」のである。

このようなグーツヘル=農民関係のもとにおいては、まずグーツヘルは農民の児童を積極的に 就学させる理由をもたない。グーツヘルの必要とするものはグーツヘルへの忠誠、畏敬、服従な どの封建的徳性、メンタリティーであり、素朴な農業労働には「読み、書き」などの知識、技能 はまったく不用であり、かえってマイナスでさえある。1730年代東プロイセンの6管 区 を 査察 (Inspektion) したパウリ (Enzpriester Pauli aus Saafeld) は国王への報告書で「実際に一 般の人々でさえ、もし人民(Untertanen) がなにかを学んで、おおくのことを知りすぎると人 民は傲慢になり、領主の賦役をにげだすようになると思いこんでいる」とさえいっているのであ る。 グーツヘルには農民の児童に知識、 技能を教育する必要はないのである。 彼らの就学は賦 役、強制僕婢奉仕の確保さえ危機においこむものである。他方、農民の側にも児童を就学させる 可能性も必要性もなかった。農民は過度の賦役、強制僕婢奉仕によって極度に貧困であり、児童 さえも農業労働に酷使しなければならない状態である。かかる状態では児童を就学させる時間的 余裕も、学校設立のために課せられるであろう貢納、さらに授業料を負担する経済的余裕などあ るはずはない。児童の就学は今でさえ悪い経済的状況をさらに鎬地においこむものである。1734 年国王直属の 地方官庁である 東プロイセンの軍事 = 御料地管理局 (Kriegs und Domänen kammer)でさえ、「特別教会=学校委員会」(Die Special Kirchen und Schullkommission, 東プロイセンの民衆教育振興のために設置された機関、次節参照)による学校設立、就学強制の 計画を「あたかも全土に課せられた重き地租さながらに」みているのである。しかも学校で教授 するであろう宗教教育はグーツヘルへの隷属性のメンタリティーを強化こそすれ、農民の生活に 直接利益をもたらすものではない。したがって農民の側には児童を就学させるべき可能性も必要 性もなかったのである。

このようなグーツへル=農民関係のもとにおいてはグーツルも農民も民衆教育に対して消極的 立場に立ったから絶対主義の権力、行政機構の確立、強化の過程で実施してきた民衆教育政策は その実をあげうべき道理もないし、事実あげてもいないのである。教育史家カイル (A. Keil) ブレーム (J. Brehm) ライケ (E. Reicke) がフリードリッヒ I 世とフリードリッヒ・ヴィル ヘルム I 世の統治時代 (ほぼ1700~1735頃) の東プロイセン地方の民衆教育についてつぎのよう

にのべているのはこの事実をうらづけるのに十分であろう。「フリードリッヒI世のあらゆる規定にもかかわらず、(絶対に)1713年までは個有の組織をもった民衆学校さえないと主張したとしてもけっして悪意のあるいい方ではない。」「これまで学校とか教育とかよばれたものはその名に値しない。」「よく説教師や督学官(Erzpriester)の報告に学校とか教師とかいっているが、いったいこれはなんであるのか?」町や教会村、農村をもう一度調べてみるとフリードリッヒI世が民衆学校になしとげたものがはっきりとわかる。説教師や督学官の報告は一致してこう証明している。

「農村の村々では校舎もなければ学校維持責任者もいない。きめられた教師もいなければ規則正しい年間を通しての就学もない。組織的な授業もない。」「フリードトッヒ」世治下ではマズーレン (Masuren 東プロイセンの一地方)の民衆学校は、たとえ支配者が査察などによって努力する点にかけたところがなかったとしても進歩はおろか後退さえしているのである。」1733年でさえ、「授業は冬だけやり、夏はしなかった。ところが冬は寒さと悪路のため他村からの低学年児童は通学できなかった。そのうえおおくの父兄は授業料の支払ができず、途中で脱落し、毎年ちがった生徒がくることになった。当然のことまともな学習などできなかった」のである。

したがって1717年最初の全王国的規模での就学義務令とみられるべき「一般勅令」が公布されたとしてもその実際的効果はまことに疑わしいのである。この「一般勅令」は「学校のあるところでは」「冬は毎日、夏は少くとも週2日登校すること」「教育内容はカテキズムが強調されること」「授業料は週2ドライエル」「意学の場合は両親が厳罰に処せられるべきであること」「この勅令の実施監督には大蔵法務官(Fiscal)があたるべきこと」を骨子としている。この「一般勅令」の目的は、(1) 就学義務制の導入であるのか、(2) カテキズム教育の刷新強化であるのかについて19世紀末以来教育史家の間に錯綜した議論がある。ここではこの錯綜した議論に深く立入る余裕もないし、その必要もない。また2つの見解のうちから正否を正すきめ手もない。ともかく2つの見解がいづれも正しいとしても全王国的にみればその実際的効果は疑わしいのである。

グーツヘル=農民関係規制の苛酷なエルベ河以東、とりわけ東プロイセンについては前述のとおりである。そこでは学校分布は粗雑であるし、(1教会、すなわち 1学校に20~40村、ある場合には70~80村、94村も属しているものもある。通学距離は4~6マイルにも達している。)農民の人格的不自由、経済的無能力は学校設立、就学、授業料支払などをまったく不可能にしている。「一般勅令」公布約20年後の1735年できえ東プロイセンのシャーケン、フィシュハウゼン両管区では年間を通して就学できるものは就学義務年令相当児童(5—12才)の10%にすぎないのである。ポンメルンも東プロイセンの実状と大体同じであると推定される。1701~1703年の教会査察によれば、「民衆教育の状態はまったくもってみじめな姿である。」また「1710年頃は各教区に少くとも役僧(Küster)か教師はいるが、無住職教会(Filiale)の大部分にはそんなものはいない。」状況である。エルベ河以東ではもっとも条件のよいブランデンブルクのクールマルク(Kurmark)の1746年、すなわち「一般勅令」公布約30年後でさえ、その村に学校がないのである。(1841村のうち役僧、教師は1372人である。)このようなエルベ河以東に対し、エルベ河以西のグーツヘル=農民関係規制のない領域、すなわちクレーヴェ・マルク、マグデブルグの飛地小領域でのみ、「一般勅令」は半分の意味、カテキズム教育の刷新強化の意味を見出せたといえよう。

なぜならこの両領域ではグーツヘルシャフトと比較するとはるかに資本主義的農業経営である

グルントへルシャフト(Grundherrschaft)が支配的であり、西欧先進国(オラング)から影響される進歩的、自主独立的気風とあいまって、(とりわけクレーヴェ・マルク)学校は細密に分布し、就学率、就学継続性も17世紀中からかなり良好であると容易に推察されるからである。したがってこの領域では就学義務制の導入はたいして意味がないのである。あるとすればせいぜいカテキズム教育だったといえよう。実際クレーヴェ・マルクでは1687年の学校規定(Schulordnung)によってすべての隅校(Winkelschule)を廃止し、教会学校(Kirchenschule)だけで全児童就学の可能性と就学義務化の前提をつくりだしている。マグデブルグでは「各村で夏冬とおして毎日就学」(Schulgesetze、1632)、「役僧による宗教、読方、書方の教授」(Kirchenordnung、1652)、「就学年令は6才から12才まで」(Schulordnung、1658)、「収穫期でも毎日2時間授業」「5才で入学、牧師(Pfarrer)の試験で卒業、就学は夏冬中断なし、意学の場合は両親に6グロシェンの罰金」(Verordnung 1716)など、「一般勅令」が要求する程度の就学についてはすでに17世紀中に精細な教会、学校規定によってきめられている。したがって、もし「一般勅令」がこの領域で効果があったとすれば、それはせいぜいカテキズム教育の刷新強化であったといわざるをえないだろう。

以上のように「一般勅令」はエルベ河以西の小飛地領域ではたしかに部分的効果をもっていた。 しかしエルベ河以東が王国の大部分をなしているから全王国的にみるならばそれは実際的効果 はなかったのである。

以上のことからつぎのことがあきらかになったといえよう。絶対主義はみずからを形成する過程で全王国的な規模の民衆教育政策を遂行しうる権力と行政機構を確立したが、民衆教育の実際的な展開はその形成過程でやむなく許容したグーツへル=農民関係規制によって阻止されてしまったということである。したがって民衆教育が実際に広く、深く展開するには、封建的支配関係であると同時に生産関係でもあるグーツへル=農民関係の弛緩ないし解体を必須不可欠の条件とするということである。

農業生産力の向上によって全王国的規模のグーツへル=農民関係の弛緩ないし解体、したがって全王国的規模の民衆教育の展開はフリードリッヒⅡ世の治世の後半、七年戦争の終結する1763年以降をまたねばならない。それにもかかわらずプロイセン絶対主義の確立者フリードリッヒ・ヴィルヘルムⅠ世が「プロイセン民衆学校の父」とよばれるのはなぜか。それは根拠のないことではない。彼は全王国的規模ではグーツヘル=農民関係によって民衆教育の展開をさまたげられたが、彼が国王として、かつグーツヘルとして君臨した領地、すなわち絶対主義君主とグーツヘルの間の矛盾的関係を統一し、グーツヘル=農民関係を自由に操作できた王領地においてその成果をあげたからである。次節で王領地におけるフリードリッヒ・ヴィルヘルムⅠ世の民衆教育政策を考察する。これを通してグーツヘル=農民関係の弛緩ないし解体が民衆教育展開の必須不可欠の条件であることを事実をもって確認したい。もちろんかれの手によるグーツヘル=農民関係の弛緩ないし解体(実際は弛緩の程度までであった(は人工的であり、1763年以降にみられるような生産力の向上による自然的なものではない。にもかかわらずこれによって1763年以降には民衆教育がより広く、深く展開しうる可能性がきりひらかれてくるのをおよそ予測しうるであろう。

3. 王領地を中心とした民衆教育政策

東プロイセン、リタウエンはプロイセン王国のなかでは東北辺境の地である。ベルリンからそ

の主都市ケーニヒベルヒまで 500余キロメートルもはなれている。それにもかかわらずフリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世は異常なまでの熱意をもって民衆教育政策を強行した。それは強行という言葉がぴったりあてはまる態のものであった。政策遂行の期間からいえば1718年から1736年までの18年間、政策方針の変更、その実施の回数からいえば、教育史家によって数え方はちがうが、3回、4回、あるいは10回ともいわれている。動員した機関は国王自身の数次の査察、皇太子フリードリッヒ II 世の会議列席をはじめ、ベルリンの総理府、ケーニヒベルヒ政府、軍事=御料地管理局、このためにとくに設置された特別教会=学校委員会など全系列機関が参加している。顧問格には当代一流の宗教家、ハレ大学のフランケ(A. H. Francke)があたるものもしさである。規模壮大な強行だといえよう。彼がかかる強行をなしたのは、またなしえたのは王領地が主要な対象だったからにほかならない。東プロイセン、リタウェンの王領地は面積では58%、村数では70%近くをしめているのである。

このような民衆教育政策強行の理由はなにか。1718年7月2日フリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世はチルデット滞在中、東プロイセン政府、軍事=御料地管理局、両宗務局宛の命令で「人々を神の認識にもたらし、無知蒙昧を除去せんために学校を建設、整備し、有能な教師を任命するよう諸機関は力を結集すべし」、1732年1月31日、東プロイセン政府宛の書簡で「朕、国土を建設し、改良するといえどもキリスト教徒をつくらずんばまったく徒労なるべし。」といっている。これから一見「一般勅令」と同様に宗教教育を単に繰返して命令しているがごとくみえる。しかしこの民衆教育政策とほぼ平行して進められるこの領域の農業生産力の向上のための経済政策(移民=植民政策、農民保護政策)を顧慮するならば、この宗教教育は経済政策と切りはなしては考えられないのである。彼の統治の晩年1740年全国家収入690万ターレルのうち、約半分330万ターレルが王領地からの収入であるとすれば、王領地の農業生産力の向上に無関心ではおれない。当然、民衆教育政策もこれに結合してゆかざるをえないのである。

東プロイセン、リタウェンの農業生産力の低さは、たしかに一つには極度の人口の減少によるが、より本質的にはゲーツへル=農民関係の苛酷な規制が原因している。この領域の極度の人口減少は戦争とペストのためである。スエーデン=ポーランド戦争(1656—7)によって東プロイセンは13都市、249村落(Flecken, Höfe, Dörfer)、37教会を焼失し、2万3千人が殺され、3万4千人が奴隷として拉致され、戦火につづく饑餓疫病のため8万人が倒れた。さらに1708—1710年のペストの大流行によって東プロイセンだけでも20万人ないし30万人(人口のも)を、ケーニヒベルヒだけでも1万8千人を失なったのである。1740年、フリードリッヒ・ヴィルヘルム I世の統治の晩年でも東プロイセンの人口は40万人にすぎなかった。以上は主として東プロイセンをみてきたが、これと隣接するリタウエンでも事態はまったく同じである。

ことから農業生産力向上のため人口増加策は刻下の急務となる。30年戦争(1618—1648)以来プロイセンは全般的に人口稀薄であったから、選帝侯時代から移民、植民は伝統的政策であったが、とりわけフリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世の時代に急激に推進された。彼は「人間は富に優先する」という見地から積極的に推進し、国外に移民募集官(Werbeoffizer)を派遣し、移民者獲得のために1712—1737年の間に1200万ターレルの巨費を投じている。1640—1740年の一世紀間にプロイセン王国への移住者は60万人(全人口の $\frac{1}{4}$)であるが、その主なるものは 1680 年以降、その大部分は1724—32年の間、すなわち彼の統治下においてであった。

しかし、移民、植民者は誰でもよかったわけではない。そこには一定の選択性がはたらいている。同時代人の宗教家、統計学者ジュースミルヒ(J. P. Süßmilch)は「生粋の土着民1人は

いろいろかんがえあわせると多くの場合移民者 2 人よりもましである。しかし、ザルッブルグ人、ハルッ人、ザクセン人、オランダ人、ユグノー派の者となると話は逆である。彼らは土着民 2 人以上の価値がある」といっている。すなわちルーテル派、改革派、ユグノー派などプロテスタントは歓迎されたが,他の宗派の者、ユダヤ人、ポーランド人(カトリック)、スザメイト人(カトリック)は敬遠されたのである。したがってこの領域への植民者はプロテスタント系であり、外国人ではスイス人、ハルッ人、ザルッブルグ人、(1732年、2万人)、国内人ではマグデブルグ人、ハルベルシュタット人、クールマルク人であった。彼らは自主独立の精神にとみ植民者としてはまことに適切な資質をもっていた。実際ザルッブルグ人は宗教的理由でオーストリヤを追われた「素朴な山村農民」であり、リタウエンの風土にはまったく不なれな者であったが、プロイセン王国の「模範的な植民者」の例になっているのである。

このように有能で、自主独立の気風にみちた植民者を定着させ、農業生産力を向上させるにはもはやグーツへル=農民関係規制は桎梏である。その弛緩ないし解体は必然的に進行させなければならない。また他面でもこれを要求していた。というのは1715~21年頃東プロイセン、リタウェンの農民の多数をしめるポーランド人農民が、苛酷なグーツへル=農民関係規制にたえかねて頻々と逃亡事件をひきおこしていた。かかる現象はただでさえ人口、労働力の過少性をさらに悪化させ、移民=植民政策をつきくずす性質のものであったからである。1719年7月10日、1720年6月20日の特許状(Patent)によりケーニヒベルヒ、リタウェン両管区の王領地農民の人身支配権の廃止、1720年1月19日の特許状により両管区王領地農民に土地保有権の承認、ついで1721年12月30日の布告による王領地農民の賦役の定量化(4一10月、週2~3日)など一連の農民保護立法はかかる事態への対応であり、グーツへル=農民関係の弛緩ないし解体へみちびくものであった。

さて東プロイセン、リタウエンはかかる移民=植民政策の進行によって漸次外国人農氏があふれ、農民保護政策によってポーランド人農民がより自由になり、以前のグーツヘル=農民関係的秩序からみるとまさに無政府的混乱状態におちいりつつあったといえよう。かかる混乱状態を収束し、秩序を保持し、かつ生産性の高い精神的資質をつくりだすために民衆教育政策が前面におしだされる理由がある。前記のフリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世の命令、書簡にある「キリスト教徒をつくる」ということは、ここに結合して真の意味が解明されるのである。すなわち彼の王領地への民衆教育政策は農業経済政策と表裏をなしていたのである。

この民衆教育政策はゲルマン化(Germanisierung)と敬虔主義(Pietismus)の宗教教育によってつらぬかれている。これはより自由を獲得した農民、とりわけポーランド人と植民者がドイツ語を話し、プロイセンの慣習に適応し、グーツへルでもある国王に従順で、勤勉な精神的資質を附与することをねらったものにほかならない。実際、このゲルマン化と敬虔主義の宗教教育は第2回計画(1722—27)実施責任者、協力者エンゲル(G. Engel)、クワント(Dr Quant, Oberhofprediger)、ザーメ(Sahme, Konsistorialrat Professor)が非敬虔主義者であったから、この期間若干色あせているが第1回計画(1718)から最後まで、すなわち1736年「基本規定」(Principia regulativa)の成立ままで一貫してつらぬいている。とりわけ第1回計画(1718—1721)のごときは実施責任者リシュウス(H. Lisius)の露骨なゲルマン化と敬虔主義のたのポーランド人がおおくすむリタウエンの僧侶の反撃にあい失敗しているほどである。

さて、グーツヘル=農民関係の弛緩ないし解体と平行してすすめられた、このような民衆教育 政策は実際的効果があったのか。この過程には学校建設、教師維持というようなきわめて現実的 な財政的問題さえかかえている。しかし18年間におよぶ異常な努力の総決算として成立した1736年の「基本規定」はやはり画期的な成果をもたらしたことを認めないわけにはいかない。シュプランガーは1738年11月まで東プロイセンだけで885校が新設されたとみているし、カイルは東プロイセン、リタウエンを通じて教会学校の改造400校、村落学校(Dorfschule)の新設1,200校、10万人の児童の就学が可能になったとみている。実際「基本規定」の以前、以後を数量的に比較

	教会学 校の数	村落学 校の数	1 学校就学児 童の最大数	そ の 最小数	そ の 平均数	全就学 児童数	就学率
1734	9校	0校	5人	2人	30人	213人	$\frac{213}{2,668} \times 100 = 8 \%$
1740	9	25	102	21	59	1,932	$\frac{1,932}{2,668} \times 100 = 70\%$

※ 就学率,1734年の就学義務相当児童5-12才の数を2668人,それを一定として計算した。

できる東プロイセンのシャーケン管区をとってみると「基本規定」による飛躍的進歩をはっきり と読みとることができるのである。上表にみられるように村落学校の新設、児童の就学状況の飛 躍的進歩については説明の要はないであろう。

しかし「基本規定」がただちに年間就学期間の拡大までももたらしたと速断されて は な ら な い。それはようやく1717年の「一般勅令」の水準に接近したにすぎない。なぜなら基本規定の成 立までの計画の程度は冬季は毎日、夏季は週 1 日位の就学、読むこと、カテキズム学習をしたら 説教師 (Prediger) の証明、教区監督長 (Enzpriester) の試験をうけて卒業するからである。 (第 1 回計画、リシュウス、第 5 回計画(1728—31)ウオルフ (C. Wolff)、 ロガール (G. F. Rogall) はこの程度のレベルしか要求していない。)

このような年間就学期間の拡大に問題はあるとしても「基本規定」の公布によって東プロイセン、リタウエンの民衆教育が展開しはじめたことを認めないわけにはいかないだろう。そしてその本質的な契機をなしているのはグーツヘル=農民関係の弛緩ないし解体の傾向であることはあきらかである。

4. 絶対主義形成期の民衆教育政策の性格

プロイセン絶対主義形成期の民衆教育政策の性格はその確立者フリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世の東プロイセン、リタウエンでの政策強行実施のなかに典型的にあらわれている といえよう。それが絶対主義の経済政策と密接に結合して遂行されてきたことはすでにのべたが、ここではさらに、絶対主義成熟期の民衆教育をみとおす意味で王領地優先主義その(裏側として私領地消極主義)と敬虔主義の観点をつけくわえておきたい。

A、王領地優先主義、私領地消極主義

絶対主義権力がグーツヘルシャフトの完成とひきかえに確立、強化されたがゆえにいかに絶対主義の権力が強化されつつあったとしても、私領地のグーツヘル支配下の民衆教育に積極的に介入することはできなかった。だからといって無関心でおれたわけではない。1717年の「一般勅令」の例のように一応の関心は示している。絶対主義の財政を支える地租がグーツヘルをこえて直接その配下の農民の肩にかかっていたからである。しかし私領地の民衆教育の展開の条件がグーツヘルの恣意にかかっているとすれば、それは展開するはずはないのである。絶対主義形成期の民

衆教育が成熟期のそれとことなり王領地優先主義、私領地消極主義におちいるのは理の当然である。この典型的な法律的表現が「基本規定」である。これは東プロイセンの「王領地、国王が保護権をもつ学校」(Nur auf den königlichen Amstsdörfern, für die Schulen könighchen Patronats)にのみ適用されたのである。そして私領地には基本規定第19条で「貴族(Adel, グーツヘルを意味する一筆者)は上の条項にのっとって学校の公共的な設立と維持に尽力すべきであろう。それらの計らいは貴族の自由であるが、ただ学校教師の生計が維持されて、国王陛下の意図し給ふ究極の目的が達成されるよう尽力せねばならない。…」としているにすぎない。これは単に法律的規定だけではない。現実にはっきりと差がつけられているのである。「基本規定」第2条に「戸口や窓、レンガの室内援炉は醵金によって購入される」とあるが、この醵金は1734年、1737年、全王国の教会財産に1%弱、1%強の課税でまかなわれたのである。それは王室の御内弊金645ライヒ・ターレル(1740)を加えて10516ライヒ・ターレルの巨額に達しているのである。王領地優先主義、私領地消極主義は学校分布にもはっきりあらわれている。1736年「基本規定」公布の頃(推定)の東プロイセン、シャーケン、フィシュハウゼン管区の私領地学校と王領地学校とおのおのの村落の関係をみてみよう。次表からつぎのことをただちによみとることができよう。

- 1、私領地学校23校のうち純粋に私領地村で維持しているものは11校、半数以上の12校が王領地村と連合している。
- 2、王領地学校は私領地村 127村のうち44村(ま)を連合しているのに, 私領地学校は王領地村79村のうち16村(ま)しか連合していない。
- 3、私領地村 127村のうち87村,すなわち70%は就学についてきわめて不熱心な(不熱心にならざるをえない)村である。

-	-	寒
耒		

20 + 20					(57)	
私領地学校	学校 私領地学校に属する村落の区別		王領地学校	学 校 王領地に属する村落の区		
	私領地村	王領地村		私領地村	王領地村	
23校	83村	16村	20校	 44村	63村	
私領地村王領地村 だけで維と連合し 持していているも るもの の						
11校 12校	① 52村			⊕ 35村		

第 2 表

٠	私領地学校	そのうち改造されたもの	全私領地村	(58)
	23校	7校	83+44 127村	①52+35 87村

①印は「全然か時折しか児童を学校にやらない村、または学校貢納をきめられた方法で納めない村、 したがって学校の存立を危機においやっている村である。」

これらの諸徴候は王領地学校の充実に対し私領地学校の劣悪を十分にものがたっているといえ

よう。このような王領地優先主義、私領地消極主義をフリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世の民衆教育政策の基本的性格を認めないわけにはいかないだろう。これは「基本規定」を分析する法制史的方法による教育史家も指摘できよう。

しかし、ここで注意されねばならないことはこれを固定的に理解すべきではないということである。第 1表が示すように私領地村と王領地村は通学区に対して画然と分離していたわけではなく、複雑に錯綜している。したがって、「この表はフリードリッヒ・ヴィルヘルム 1世の学校改革(「基本規定」公布のこと一筆者)の際、私領地学校と王領地学校の分離が不可能なることを示している」のである。また、王領地における学校の新設、改造は私領地村を通学区としてまきこんでくるであろし、私領地学校の通学区に編入された王領地村に対する農民保護政策(グーツヘル=農民関係の弛緩ないし解体)は児童の就学可能性を増大させ、私領地学校、私領地村に衝撃をあたえずにはおかない。したがって王領地優先主義は固定的だったのではなく、私領地の民衆教育に多大の影響力をもっていたのである。そして1763年以降生産力の増大にともない私領地においてもグーツヘル=農民関係が弛緩ないし解体してくるならば、それは民衆教育の広範な展開の拠点になりえたのである。

B、敬虔主義

東プロイセン、リタウェンに強行した民衆教育政策がほぼ一貫して敬虔主義によってつらぬかれていること、ポーランド人(カトリック派)の多くすむリタウエンの僧侶の反撃をうけたほどであったことはすでにのべた。実際この政策立案の指導者リシュウス(敬虔主義の本拠地ハレー大学出身)、ウオルフ、ロガール(この二人はフランケの推薦による)、シュツツェ(F. A. Schutze,ケーニヒベルヒ大学教授)はフランケとつながる著名な敬虔主義者であった。したがって敬虔主義はフリードリッヒ・ヴィルヘルム I世の民衆教育政策の基本的な性格とみてよいであろう。

ところで一体この敬虔主義は絶対主義に対していかなる意義をもちえたのだろうか。17世紀後半からシュペナー(P. J. Spener)、フランケの敬虔主義運動は、その担い手からいえばブルジョア、小ブルジョア層であり、その意識からいえばルーテル主義神学イデオローグたちの教条的で無内容な正統派争い――宗教戦争としての性格をもつ三十年戦争時代に激化したところの―への反撓を契機とし、封建的、教権的権力の抑圧からの解放を求める社会要求を反映するものであった。このような敬虔主義は形成期の絶対主義と利害を完全に一致することができたのである。なぜなら形成期の絶対主義はゲーツヘルシャフトの完成を余儀なくされたが、本来的にはゲーツヘルシャフトの封建的覊伴を脱し、ゲーツヘルの隷民ではなく、国家の成員となり、絶対主義を支える生産力のにないてになりうる民衆を要求するからである。ゲーツヘルがルーテル主義を奉じ、それをもってゲーツヘルシャフトの精神的支柱とし、教権的権威をもって隷民にのぞんでいる現状では敬虔主義のもつ政治的意義はあきらかであろう。形成期の絶対主義は民衆を封建的、教権的なゲーツヘルの覊絆から脱出せしめ「国家の成員となすべく敬虔主義を支持した」のである。

さらに経済的には敬虔主義のエトスは絶対主義を支える生産者、ブルジョア層、小ブルジョア層、農民保護政策によってようやく自主性をもちだした農民などにまことに適合的であった。すなわち敬虔主義は真理愛 (Wahrheitsliebe)、勤勉と勤労愛好 (Fleiß und Liebe zur Arbeit)、従順 (Gehorsamkeit)、律気 (Sauberkeit)、規律正しさ (Pünktlichkeit)、秩序 (Ordnung)、倹約 (Parsamkeit), 慈善心 (Hilfsbereitsschaft) などのエトスをもち、まさに「18世紀のブ

ルジョア的勤勉の原型」(eine Frühform der bürgerlichen Industriosität)をなしていたのである。東プロイセン、リタウエンに対する経済政策(移民=植民政策、農民保護政策)と表裏をなしてすすめられた民衆教育政策にはまったく適合的なイデオロギーであったといえる。これが支持されたのは当然である。

啓蒙主義(Aufklärung)は敬虔主義の幸福な嗣子である。(東プロイセン、ケーニヒベルヒの敬虔主義者カントがドイツ啓蒙主義の最初の理論家になっていった例をみればよい)フリードリッヒ・ヴィルヘルム Ⅰ世の民衆教育政策の基調をなす敬虔主義は息子フリードリッヒⅡ世の治世の後半,すなわち成熟期の絶対主義のもとにおける啓蒙主義的な民衆教育展開の序曲をはじめているのである。そしてそれは前述の王領地優先主義が成熟期絶対主義のもとにおける民衆教育の広範な展開の前夜的状況を促進しているのと同じ役割をはたしているのである。

5. 形成期の政策の繼承と発展

フリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世の聡明なる息子フリードリッヒ II 世は「サンスーシの哲学者」とも、「啓蒙専制君主の典型」ともいわれ、当代第一級の知識人ヴォルテール、ダランベールと交友し、フランス啓蒙思想をみずからの教養としていた。実際それにふさわしい言句も吐いているし、エピソードにもことかかない。自然法にもとづく平等論、社会契約説から人間教育の理想さえ語ってはいる。しかし偉大な現実的政治家である彼はもっともフランス啓蒙思想に心酔していた1740—1763年すなわち彼の治世の丁度前半の間、彼は民衆教育に対しては冷淡であり、消極的であり、ただただ父王の政策を踏襲したにすぎない。グーツヘル=農民関係という基本的な生産関係が変わらない以上当然のことである。即位して5ヶ月目、1740年10月13日、勅令(Edikt)を発し、「神のもとにみまかりし父王が布告した学校事項に関する命令、法規はその権能、権威、拘束力を保有する」と宣言し、父王の政策の踏襲をほのめかしている。実際1763年七年戦争終結までに彼の名によってだされた民衆教育に関する勅令、訓令、回章のたぐいは父王のそれとまったく同じ傾向のものである。すなわち王領地優先主義、私領地消極主義(学校の設立、維持を勧告、督励する程度)と敬虔主義をみてとることができる。

王領地優先主義は1748年敬虔主義者ヘッケル(J. J. Hecker 1707-1768)がベルリンに設立した教員養成所(Seminar)の卒業生を王領地に役僧(Küster)と教師に優先的に採用するという事実によって示されよう。この教員養成所は当時唯一のものであり、ここで教授法と養蚕技術が伝授され、その卒業生はいうまでもなく当時ではもっとも優秀な教員であり、かつ重商主義の一環をなす養蚕業の促進者でもあったのである。1750年4月8日、ステッチン政府宛、1752年9月25日、ケスリン政府宛の訓令(Reskript)1753年10月1日の回章(Allgemeine Ziklarverdnung)も同じ趣旨のことを命じている。私領地内の学校設立、維持の勧告、督励は1741年10月29日の訓令、1742年10月23日の勅令、1743年1月2日の通則(Reglement)によって示されよう。敬虔主義は1743年10月13日、教師の義務についての勅令、1754年4月6日、「ミンデン=ラーフェンスベルク農村学校令」(Königlich preu β ische Land-Schule-Ordnung, wie solche im Fürstenthum Minden und der Grafschaft Ravensberg durchgehends zu beobachten sey)によってはっきり示されている。この学校令はプロイセン民衆教育史上において「典型的な敬虔主義の学校令」といわれるほどのものである。すなわちフリードリッと11世の治世の前半、1763年までの彼の民衆教育政策は本質的に父王の政策の延長上にあったのである。それはグ

ーツヘル=農民関係という基本的な生産関係が変わらないかぎり、いかに啓蒙主義の王であってもいたし方ない施策であったのである。父王の王領地優先主義、私領地消極主義、敬虔主義という、いまだ王朝的利害を中核とした、また狭い宗教的イデオロギを一中核とした政策を克服して、真に高次の国家利害を中心とし、世俗的イデオロギー(啓蒙主義)をかかげる政策に発展してくるのは、彼の治世の後半をまたねばならない。

1763年フリードリッヒⅡ世自身のまさに生死をかけた七年戦争が終結する。そしてこの頃から 全王国的にグーツヘル=農民関係は本格的に弛緩ないし解体を開始する。ほぼ半世紀にわたって 推進された農民保護政策、農業技術の改良、西欧先進口からの農業技術の輸入などが農業生産力 の向上をもたらしたからにほかならない。その弛緩ないし解体は一方では農民層の分解、他方で はグーツヘルおよびそれと結合した諸経営の発展という形で現象した。もちろん両者はただ平行 して進行したのではない。錯綜し、一面では相補的に、他面では対抗的というまさに重畳たる矛 盾をはらんで力動的に発展したのである。かかる事態に直面すればフリードリッヒⅡ世の画策す る民衆教育政策はより高次の国家利害に立たざるをえないし、また、啓蒙主義に推転せざるをえ なくなる。また他方かかる事態の進行はさまざまな矛盾をはらみながらも1763年以前とは比較に ならないほど民衆教育を広く深く展開させ、上からの啓蒙主義に呼応して下からの啓蒙主義さえ 発生させてくる。さらにこのような事態に対応して1770年代から啓蒙主義者によってさまざまの 理論的根拠をもった国民教育思想が堤起されてくるのである。 (東独の教育史家 H. König は このような現実との対応は一切認めない。国民教育思想は西欧先進国の影響による進歩的知識人 の単なる精神運動としてしかみない。グーツヘル=農民関係の弛緩ないし解体、農民層の分解な どを一切認めないからである) しかしプロイセンではこのような啓蒙主義的国民教育思想を現実 化する農民層の分解を起動力とする本来のノーマルな資本主義は順調に発展することはできず抑 圧、歪曲されたのである。ゲーツヘルおよびそれと結合した諸経営が生産、流通の面でいちはや く西欧先進経済圏にみずからを編入し、グーツヘルはユンケル化したからである。ゲーツヘル= 農民関係は弛緩ないし解体はしたが、それは西欧先進国のように資本一労働関係へではなく、ユ ンケル=インストロイテ関係へと推転していったのである。(シュタイン=ハルデンベルク改革 (1807-10)をまつまでもなく。) このため啓蒙主義的国民教育思想は挫折し、すでに1790年代に は観念的な理想主義的国民教育思想へと変質していくのである。このような絶対主義成熟期にお ける民衆教育の展開、国民教育思想の発生、挫折、変質などの動向をあつかうには紙巾が許るさ ない。ことでは形成期の民衆教育を論じたついでに将来を展望するという程度にとどめ、詳細は 別の機会にゆづりたいとおもう。

注

- (1) A. Heubaum, Geschichte des deutschen Bildungswesen seit der Mitte des siebzehenten Jahrhunderts. Bd I. 1905.
 - E. Spranger, Der Zusammenhang von Politik und Pädagogik in der Neuzeit, Umriβ zu einer Geschichte der deutschen Schulgesetzgebung und Schulverfassung. in Die deutsche Schule. 1914.
 - E. Spranger, Zur Geschichte der deutschen Volksschule. 1949. などがその例である。

- (2) 東独の教育史学界で絶対主義の 民衆教育あつかったまとまった著作はないが、 これにふれているもの は、 H. König Zur Geschichte der Nationalerziehung in Deutschland. 1960. s. 273~286.
- (3) 大塚久雄、資本主義の発達総説、(大塚編、西洋経済史講座 N)
- (4) F.Vollmer, Friedrich Wilhelm I und Volksschule. s. 26
 C. Müller, Geschichte des preuβ. Volksschulwesens. s. 22. ただし F. Vollmer は C. Müller と見解をことにしクレーヴェ・マルクが除外されたとしている。
- (5) F. Vollmer, a. a. o. s. 28-29.
- (6) J. Brehm, Entwicklung der Evangelischen Volksschule in Masuren im Rahmen der Gesamtentwicklung der preuβ. Volusschule von der Reformation bis zur Regierungszeit Friedrich Wilhelm I. 1913. s. 58.
- (7) 1685年の「マグデブルグ教会規定 Die Magdeburgischen Kirchenordnung」 (F. Vollmer, a. a. o. s. 15.) や1687年のクレーヴェ・マルクの教会規定附属の学校規定 (F. Vollmer, a. a. o. s. 20) などが「承認」の例である。
- (8) 1701~1703年、ポンメルンでおこなわれた「教会査察」 Die Kirchenvisitation (F. Vollmer. a. a. o. s. 17) や1710年4月16日、ブランデンブルグの「一般査察」 General-Visitation (F. Vollmer, a. a. o. s.11) などが「査察」の例である。
- (9) 高柳信一、近代プロイセン国家成立史序説、s. 282-305.
- (10) グーツへルシャフトの成立、構造、機能については、林健太郎、 グーツへルシャフト考 (独逸近代史s. 1-105.) 岡田与好、グーツヘルシャフトの形成(高橋幸八郎編,近代資本主義の成立 s. 75-105.) 藤瀬浩司、東ヨーロッパの農場領主制(大塚久雄編、西洋経済史講座 II. s. 139-165.) 北条功、東ドイツにおける農民解放(大塚久雄編、西洋経済史講座 IV. s. 57-95.) などによる。
- (11) 北条功、プロシャ農民解放の前提(高橋幸八郎編、近代資本主義の成立、s. 113.)

 A. Skalweit, Die Ostpreußischen Domanenverwaltung unter Friedrich Wilhelm I. s. 180.
- (12) 林健太郎、前掲書 p. 78.
- (13) 北条功、プロシヤ農民解放の前提(高橋幸八郎編、前掲書、s. 117.)
- (14) E. Reicke, Die Schulreorganisation Friedrich Wilhelm I. in Den samländischen Hanptämter Fischhausen und Schaaken, 1910, s. 107. (パウリの1742年の報告による)
- (15) たとえば1733年東プロイセン、リタウェンの学校建設に努力した特別学校委員会は学校金庫(Schul-kasse)のために農民は16グロシェンと1シェフェルの穀物、僕婢(Knecht)は8グロシェンときシェフェルの穀物、婢女(Magd)は1グロシェン60ペニッヒの学校貢納を計画している。1735年にはさらに高率の貢納が計画された。(J. Brehm, a. a. o. s. 102-103.)
- (16) J. Brehm, a a. o. s. 102.
- (17) A. Keil, Das Volksschulweseus in Prcußen und Litauen unter Friedrich Wilhelm. 1.s. 8.
- (18) A. Keil a. a. o. s. 8.
- (19) A. Keil, a. a. o. s. 9.
- (20) J. Brehm, a. a. o. s. 42.
- (21) E. Reicke, a. a. o. s. 7.
- (22) 田中昭徳、フリードリッヒ・ヴィルヘルムI世の下級学校政策 (1957、広大教育学部紀要) は A. Heubaum, Geschichte des deutschen Bildungswesen の見解によりながら、その成立事情を紹介している。

- (23) F. Vollmer, a. a. o. s. 20-25.
- (24) E. Reicke, a. a. o. s. 24. シャーケン・フィシュハウゼン両管区の18教会区の就学義務相当児童数 (5-12才) は4840人、年間を通じて教会学校に就学する者は412人、したがって10%弱である。
- (25) F. Vollmer, a. a. o. s. 16-19.
- (26) F. Vollmer, a. a. o. s. 35-26.
- (27) F. Vollmer, a. a. o. s. 19-20.
- (28) F. Vollmer, a. a. o. s. 19-20.
- (29) F. Vollmer, a. a. o. s. 12-16.
- (30) A. Heubaum, a. a. o. s. 143.
 - E. Regh, Der anfgeklärte Despotimus, die Physiokraten und die englischen Frühliberalen und die Volksschule, 1915. s. 1.

阿部重孝、欧米学校教育発達史 p.1.

- (31) 1718年7月2日、特別教会=学校委員会設置から1736年8月1日、「基本規定」公布までの期間
- (32) J. Brehm は3回と地方政府と特別教会=学校委員会の努力、A. Keil は4回、F. Reicke は15年間に10回とみている。教育史家によって数え方がことなっているようである。
- (33) フリードリッヒ・ヴィルヘルム I 世は1713年即位以来、崩御の前年まで、少くとも7回にわたりこの地方を巡回査察し、民衆教育に深い関心を示している。 (E. Reicke, a. a. o. s. 1~10) 1735年 10月18日、「基本規定」の骨子決定のためケーニヒベルヒで軍事=御料地管理局、特別教会=学校委員会の合同会議が開催されたとき皇太子フリードリッヒ II 世が列席している。 (J. Brehm, a. a. o. s. 105) 1729年9月14日、国王は東プロイセン政府に対し、新計画の実施を命じ、ベルリンの総理府、ケーニヒベルクの軍事=御料地管理局に協力を命じている。 (J. Brehm, a. a. o. s. 73)
- (34) 1718年7月2日、1719年2月9日、国王はフランケに教師、説教師の養成とリタウェンの学生をハレー大学に送るべきことについて諮問の書簡を書いている。これによって彼の民衆教育政策が敬虔主義、その代表者フランケと結合していたことはあきらかであろう。
- (35) G. Schmoller, Umriβ und Untersuchungen zur Vefassung-Verwaltung-und wirtsschaftsgeschichte besonders des preuβischen Staates im 17 und 18 Jahrhundert, 1898, s. 599.

北条功、いわゆるプロシャ絶対王制の農民保護(史学雑誌63巻、8号、 p. 7)

- (36) A. Keil, a. a. o. s. 8.
- (37) a. a. o. s. 32.
- (38) G. Schmoller, a. a. o. s. 180.
- (39) G. Schmoller, a. a. o. s. 568-9.
- (40) G. Schmoller, a. a. o. s.569.
- (41) G. Schmoller, a. a. o. s. 574.
- (42) G. Schmoller, a. a. o. s. 579.
- (43) G. Schmoller, a. a. o. s. 583-6.
- (44) G. Schmoller, a. a. o. s. 584, 592.
- (45) 北条功、いわゆるプロシャ絶対王制の農民保護(史学雑誌、63巻 8号 p. 7)
- (46) 北条功、前掲書 p. 30.
 - A. Gans, Das ökonomische Motive in der pru β ischen Pädagogik des 18 Jahshun A erts, 1930, s. 30-31.
- (47) A. Gans, a. a. o. s. 31.

- (48) A. Keil, a. a. o. s. 28.
- (49) A. Keil, a. a. o. s. 28.
- (50) E. Spranger, Der Zusammenhang von Politik und Pädagogik. s. 161.
- (51) E. Reiche, a. a. o. s. 23~24, s. 62~73 の表より整理作成。
- (52) A. Keil, a. a. o. s. 23-31, s.40-48.
- (53) A. Heubaum, a. a. o. s. 169. E. Reiche, a. a. o. s. 74.
- (54) E. Spranger, a. a. o. s. 160.
- (55) H. Lewin, Geschichte der Eutwicklung der preußischen Volksschule, 1910, s. 51-52. 田中昭徳、前掲書、 p. 100.の訳による。
- (56) J. Brehm, a. a. o. s. 127.
- (57) E. Reicke a. a. o. s. 100.
- (58) a. a. o. s. 103.
- (59) a. a. o. s. 101.
- (60) E. Spranger, a. a. o. s. 160.
- (61) E. Reiche, a. a. o. s. 100.
- (62) 花崎梟平、ドイツ啓蒙思想とヘルダー啓学、1966、北大文学部紀要 XIV-2. p. 7. H. Ahrbeck, Über einige fortschrittliche Element in der Pädagogik A. H. Franckes. Jahrbuch für Erziehung und Schulgeschichte, Jahrg, 2. 1962, s, 5.
- (63) H. Ahrbeck, a. a. o. s.6.

a. a. o. s.6.

- (65) マックス・ウェーバー梶山功訳プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神 p. 176
- (66) H. Ahrbeck, a. a. o. s.7.

a. a. o. s.7.

- (68) マックス・ウェーバー梶力力訳、 p. 245 敬虔主義は禁欲的プロテスタンティズムの一つにあげられている。
- (69) 自然法にもとづく平等論については、Essai sur les formes de Gouvement et sur les devoirs des souverains, 1777, Instruktion an Major Borcke, 1751. Testameut de roi, le 8 de Janier 1769. 社会契約説については、L'antimachiavel, ou Examen de Prince be Machiavel. 1740. (長瀬鳳補訳、君主経国策批判 (反マキアベリズム論), Considerations sur lètat present du Corps Politique de I' Europe, 1738, Lettre sur I' amour de la patrie, ou correspondence d'anapistèmon et de philopotros, 1779において語られている。 (村岡哲、フリードリッヒ大王研究) 人間教育の理想については、Reden über den Nutzen der Wissenschaft und Kunste in einen Staat (J. B. Meyer, Friedrich's Großen pädagogrschen Schriften und Äußerungen, 1885, s. 231-238) などに語られている。
- (70) 1740年フランス数学者モーペルテュイ (Pierre louis moreau de Maupertuis 1698-1759) をベルリン・アカデミー院長に招き、ヴォルテールの推薦による進講者プラード師 (Jean Martin de Prades 1720-82) を七年戦争中スパイをしたうたがいで投獄し、フランス人啓蒙思想家と不和になるまでの間、(ディルタイ大野敏英訳、フリードリッヒ大王と独逸啓蒙思想 p. 78, p. 115)
- (71) J. B. Meyen a. a. o. s.9.
- (72) H. Lewin, a. a. o. s. 58-59.
- (73) a. a. o. s. 58-59.
- (74) a. a. o. s. 58-59.

- (75) J. B. Meyer, a. a. o. s. 10-11.
- (76) a. a. o. s. 10-11.
- (77) a. a. o. s. 10-11.
- (78) H. Lewin, a. a. o. s. 60. これはまった敬虔主義の原理にたつものとされている。
- (79) 田中昭徳、一般地方学事通則の成立過程と性格、(教育史学会紀要 No. 2.) p. 182.
- (80) 80北条功、東ドイツにおける農民解放、(大塚久雄、西洋経済史講座 IV.) p. 57-95.
- (81) H. König, a. a. o. s. 477. においてこういっている。国民教育はブルジョア的知識人によってになわれた精神運動である。それは、たとえばドイツの経済的、政治的分裂にみられるような多くの領域性の後進を克服し、新しい経済的関係をつくりだし、新しい経済的政治的指導階級になるべきブルジョアジーがいまだあまりにも弱かったから単なる精神運動にすぎなかったのである。この見解は外国からの影響のみを重視し、国内の要因を軽視する傾きがある。これからでは国民教育思想、運動の理論的背景が啓蒙主義から理想主義にと変質していくことも合理的には説明できないであろう。これだけなくその他にも問題はあるが、彼らの方法論にかかわることであるからここではこれ以上立入らない。

(昭和42年7月24日受理)

ON THE PRUSSIAN PEOPLE EDUCATION ON THE FORMATIVE STAGE OF ABSOLUTISM

Shōji Ishii

Department of Education, Nara University of Education, Nara, Japan

The administrative agencies and policies of the Prussian people education were established gradually under the regime of Friedrich Wilhelm I and in the beginning of the regime of Friedrich II (about in1700-1750)

If we study the Prussian people education from the view-point of administrative and political history, it seems that the Prussian people education spread keeping pacew with the development of administrative and political works on it. But many facts showed that the Prussian people education did not spread keeping pace with the development of administrative and political works on it, because there were many contradictions between the development of administrative and political works on it, and the spread of people education on the formative stage of absolutism.

The Prussian absolutism formed his central political power permitting, to the great feudal land owners, "die Gutsherren," many feudal privileges, "Grundherrschaft" "Leibherrschaft" and "Patrimonial-gerichtsbarkeit" etc. These feudal privileges formed the so-called "gutsherrlich-bäuerliches Verhältnis" between the great land owners and peasantry under their governing which is, at the same time, the feudal productive relations, the feudal governing system and the feudal community in each "Gutsherren" domains.

The great land owners, "die Gutsherren," had many chances to restrict the school attendance of children of people under their governing and they had no interests in school attendance of their children, because, when the children became more intellectual, they wanted to escape from the "Gutsherren" governing.

Generally speaking, on the formative stage of absolutism, the people education in the "Gutsherren" domains did not spread keeping pace with the development of administrative and political works on it.

While the people education did spread in the kings domains in East Prussian and Littauen even on the formative stage of absolutism, there, the king himself was, at the same time, the great land owner, so he could freely relax the "gutsherrlich-bäuerliches Verhältnis" to enable the children of people under his governing to attend school.

These facts show that the relaxation of the gutsherrlich-bäerliches Verhäl tnis" is necessary for the spread of people education.

But, generally peaking, there were no necessary conditions on the formative stage of absolutism all over the kingdom.

These necessary conditions will be made on the mature stage of absolutism all over the kingdom and, then, the people education will spread widely, with the thoughts of national education rising gradually.